

1 社随意契約する理由

<p>業 務 名</p>	<p>県道薦川中原線道路改良に伴う光伝送路設備移設工事</p>
<p>1 社随意契約する理由</p>	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号、第5号の規定による。 (その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。)</p> <p>本工事は、新潟県により県道薦川中原線の道路改良に伴う電柱移転工事が施工されるため、情報通信施設の光伝送路設備を切り替える移設工事である。</p> <p>1. 緊急工事 ① 光伝送路を添架している柱の移設工事がすでに東日本電信電話株式会社新潟支店, 東北電力ネットワーク株式会社村上電力センターから発注されており、本工事は同時施工をする必要があり、履行期限が確定していることから、当工事の早期発注が不可欠である。 ② 本工事は移設工事であり、既存設備に熟知していることにより、短期間に工事が進められる。</p> <p>2. 性質目的 当地区は光ファイバ1芯にサービス4波（地上波テレビ放送、衛星テレビ放送、テレビ電話付告知端末機の上り通信、下り通信の4波を指す。）を混合して流すシステムを採用しており、この事例は希少のため、この種の工事实績が必要不可欠である。</p> <p>以上のことから、当地区の光伝送路設備の施工業者であり、かつ保守業務を受託している株式会社TOSYSと契約締結するものである。</p>
<p>随意契約の相手方</p>	<p>新潟市西区的場流通2丁目4番1 株式会社 TOSYS 新潟事業推進本部 本部長 村井 弘</p>